

平成二十五年三月二十一日

青森県教育委員会第七百七十回定例会

期日 平成二十五年三月二十一日(木)
場所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

- 報告第一号 学校職員の人事について (非公開の会議)
- 報告第二号 学校職員の人事について (非公開の会議)
- 報告第三号 議案に対する意見について 1

三 議 案

- 議案第一号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について 2
- 議案第二号 青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案 5

四 その他

- 職員の懲戒処分の状況 17

五 閉 会

報告第三号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十四年度青森県一般会計補正予算（第七号）案（教育委員会所管分）

議案第一号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の表を次のように改める。

実 施 校	区 域
青森県立北斗高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立八戸中央高等学校	県下一円

第二十八条の二を削る。

第二十九条の表を次のように改める。

実 施 校	協 力 校
青森県立北斗高等学校、青森県立尾上総合高等学校、青森県立八戸中央高等学校	青森県立五所川原高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立田名部高等学校

別表第一 青森県立青森戸山高等学校の項を削り、同表青森県立浪岡高等学校の項中

普通科	商業科
-----	-----

を

普通科

に改め、同表大鰐校舎の項を削り、同表青森県立尾上総合高等学校の項中

全日制の課程	総合学科	三年
定時制の課程	普通科	三年以上

を

定時制の課程	総合学科	三年以上
通信制の課程	普通科	

に改め、同表

青森県立八戸南高等学校の項を削り、同表青森県立八戸中央高等学校の項中

定時制の課程	普通科
--------	-----

を

定時制の課程	普通科
通信制の課程	普通科

に改め、同表青森県立名久井農業高等学

校の項中

園芸科学科

を

園芸科学科	環境システム科
-------	---------

に改め、同表青森県立弘前工業高等学校の項中

「

機械科	電子機械科
-----	-------

」に改める。

を

「

機械科

」

に改め、同表青森県立八戸工業高等学校の項中「土木科」を「土木

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 青森県立浪岡高等学校の商業科、青森県立尾上総合高等学校の定時制の課程の普通科、青森県立弘前工業高等学校の電子機械科及び青森県立八戸工業高等学校の土木科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日まで、存続するものとする。

提案理由

青森県立青森戸山高等学校等の廃止並びに青森県立尾上総合高等学校等の課程及び学科の設置等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

議案第二号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金

貸与条例施行規則の一部を改正する規則案

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一号を加える。

五 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けようとする者にあつては、交通機関を利用してその費用を負担していることを証する書類

第三条第一項中「貸与するかどうか」の下に「及び貸与の額」を加える。

第四条の次に次の二条を加える。

（貸与の額）

第四条の二 修学奨励金の貸与の額は、月額一万四千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、通学のため交通機関を利用してその費用を負担することを常例とする者に係る修学奨励金の貸与の額は、次の表の上欄に掲げる当該交通

機関において発行されている通学用定期乗車券の通用期間のうち六箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの購入に要する金額を当該期間の月数で除した金額（以下「一箇月当たりの通学費用相当額」という。）の区分に応じ、下欄に掲げる額とすることができる。

一箇月当たりの通学費用相当額	貸与の額
八千円以上	月額一万八千円
七千円以上八千円未満	月額一万七千円
六千円以上七千円未満	月額一万六千円
五千円以上六千円未満	月額一万五千円

（貸与の額の変更）

第四条の三 前条第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者は、貸与の額に変更すべき事実が生じたときは、貸与額変更申請書（第四号様式）に第二条の二第五号の書類を添え、校長を経て教育長に提出しなければならない。この場合において、貸与の額は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から変更するものとする。

2 教育長は、前項の貸与額変更申請書を受理したときは、貸与の額を決定し、貸与

額変更決定通知書（第四号の二様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定により貸与の額を変更する決定の通知をしたときは、その通知を受けた者と変更契約書（第五号様式）を取り交わすものとする。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定により交付した修学奨励金が、前条の規定により変更した貸与の額を上回るときは、その差額は、変更契約書を取り交わした日以後に貸与する修学奨励金の一部とみなす。

第八条の次に次の一条を加える。

（均等払による返還額）

第八条の二 条例第八条第二項に規定する均等払による返還額に一円未満の端数が生じたときは、最後の返還額に合算する。

第十二条に次の一号を加える。

四 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者にあつては、交通機関を利用してその費用を負担していることを証する書類

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条の2関係）

（第4条の2第1項に規定する修学奨励金の貸与を申請する場合）

青森県教育委員会教育長 殿

年 月 日

申請者

学校名（課程）

学 年（入学年度）

氏 名

性 別（男・女）（年 月 日生）

㊞

修学奨励金貸与申請書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づく修学奨励金の貸与を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請	貸与総額			貸与月額				
	貸与月数	年 月から		年 月間				
申請者に関する事項	現住所					電話		
	入学等 年 月 日	年 月 日（入学・転学・転籍）						
	申請者の就業状況	勤務先の所在地					電話	
		勤務先の名称						
		勤務の内容						
給与（賃金）月額							円	
扶養義務者に関する事項	総所得見込額（年額）						円	
	受けている場合 申請者が扶養を	扶養義務者の氏名			申請者との続柄			
		扶養義務者の現住所					電話	
		扶養義務者の勤務先					電話	
	扶養義務者の総所得見込額（年額）					円		
扶養義務者又は申請者の所得に対する前年における所得税課税の有無			有（課税額 円）・無					
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先（学校）	月 収	同居 別居 の別	
連帯保証人	1	氏 名			生年月日		申請者との続柄	
		現住所				電話	職業	
	2	氏 名			生年月日		申請者との続柄	
		現住所				電話	職業	
上記申請者が修学奨励金の貸与を受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。								
						連帯保証人	㊞	
						連帯保証人	㊞	

(第4条の2第2項に規定する修学奨励金の貸与を申請する場合)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

申請者
 学校名(課程)
 学年(入学年度)
 氏名
 性別(男・女)(年月日生) ㊟

修学奨励金貸与申請書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づく修学奨励金の貸与を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請	貸与総額			貸与月額				
	貸与月数	年 月から		年 月間				
申請者に関する事項	現住所					電話		
	入学等日	年 月 日		(入学・転学・転籍)				
	申請者の就業状況	勤務先の所在地					電話	
		勤務先の名称						
		勤務の内容						
		給与(賃金)月額						円
		総所得見込額(年額)						円
申請者状況の概況	交通機関の利用 有・無 利用交通機関 (区間 ~) 通学用定期乗車券等の購入 有・無 上記区間における 簡月通学用定期乗車券の金額 円							
扶養義務者に関する事項	受けている場合(申請者が扶養を)	扶養義務者の氏名			申請者との続柄			
		扶養義務者の現住所					電話	
		扶養義務者の勤務先					電話	
		扶養義務者の総所得見込額(年額)					円	
扶養義務者又は申請者の所得に対する前年における所得税課税の有無		有(課税額 円)・無						
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先(学校)	月収	同居別居の別	
連帯保証人	1	氏名			生年月日		申請者との続柄	
		現住所				電話	職業	
	2	氏名			生年月日		申請者との続柄	
		現住所				電話	職業	
上記申請者が修学奨励金の貸与を受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。								
						連帯保証人 ㊟	連帯保証人 ㊟	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

注2 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。連帯保証人の氏名を自署する場合には、同様とする。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条の3関係）

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号
 氏名 ㊟
 住所
 連帯保証人
 氏名 ㊟
 住所
 連帯保証人
 氏名 ㊟
 住所

修学奨励金貸与額変更申請書

次のとおり、修学奨励金の貸与の額を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更の理由						
変更の事実の生じた日		年 月 日				
変更前	貸与総額		貸与月額			
	貸与月数	年 月から 月				
変更後	貸与総額		貸与月額			
	通学状況	交通機関の利用 有・無 利用交通機関 (区間 ~) 通学用定期乗車券等の購入 有・無 上記区間における 箇月通学用定期乗車券の金額 円				
	貸与総額の内訳	月額	円	年 月から 月	計	円
		月額	円	年 月から 月	計	円
月額		円	年 月から 月	計	円	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。連帯保証人の氏名を自署する場合には、同様とする。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号の2様式（第4条の3関係）

（貸与の額を変更することを決定した場合）

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長 印

修学奨励金貸与額変更決定通知書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、次のとおり修学奨励金の貸与の額を変更することに決定しましたので、通知します。

貸与総額 円

貸与月額及び貸与月数

月額 円 年 月から 月

月額 円 年 月から 月

（貸与の額を変更しないことを決定した場合）

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長 印

通 知 書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、貸与の額を変更しないことに決定しましたので、通知します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第4条の3関係）

修学奨励金貸与契約の一部変更契約書

住所
貸与者（甲） 青 森 県
住所
被貸与者（乙）氏名
住所
連帯保証人（丙）氏名
住所
連帯保証人（丁）氏名

上記当事者間において、 年 月 日付けで締結した修学奨励金貸与契約の一部を次のとおり変更する契約を締結した。

第2条を次のように改める。

第2条 修学奨励金の貸与総額、貸与月額及び貸与月数は、次のとおりとする。

- 1 貸与総額 円
- 2 貸与月額及び貸与月数
- | | | | | |
|----|---|---|-----|---|
| 月額 | 円 | 年 | 月から | 月 |
| 月額 | 円 | 年 | 月から | 月 |

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙丙丁記名押印し、甲乙各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 青森県教育委員会教育長 印
乙 氏名 印
丙 氏名 印
丁 氏名 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第七号様式中「月賦・半年賦」を「月賦・半年賦」に改める。
「月賦・半年賦」を「月賦・半年賦」に改める。
(最後の返還額は「月」)

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。



提案理由

働きながら高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する者に対する修学奨励金の貸与の額を定める等所要の整備を行うため提案するものである。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成25年3月（2月1日～3月20日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域の高等学校 教諭（53歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成24年11月14日（水）午後3時40分頃
・上北郡東北町内の県道
・最高速度40km/hのところ、75km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成25年2月15日
- 事案2 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 教諭（40歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成24年10月12日（金）午後4時41分頃
・上北郡東北町内の県道
・最高速度40km/hのところ、73km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成25年2月20日
- 事案3 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭（37歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日以上30日未満）
・平成25年1月20日（日）午後1時50分頃
・北津軽郡鶴田町の国道
・路面が凍結した道路を走行中、車体が不安定になったことに気をとられ、前方で信号待ちをしていた車に気付くのが遅れ、追突したもの。
・事故の相手方（男性1名 約2週間の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成25年3月8日
⑤その他 平成23年12月19日に人身事故を起こしていることから量定を加重。
- 事案4 ①被処分者 中南地域弘前市の小学校 学校栄養職員（31歳 女性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
・平成24年10月16日（火）午後6時20分頃
・弘前市内の国道
・交差点を右折する際、対向車線を直進してきた自動二輪

車に衝突し、運転者を自動二輪車もろとも転倒させたもの。

・事故の相手方（男性1名 約1ヶ月半の加療）

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成25年3月18日

事案5

①被処分者 上北地域三沢市の小学校 教諭（41歳 男性）

②事件の概要等 体罰

・平成24年9月27日（木）、給食時間中、教室において、同校児童1名の後頭部を足の甲で1回蹴ったもの。

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成25年2月21日

事案6

①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（45歳 男性）

②事件の概要等 体罰

・平成24年7月20日（金）、校外で行われた学校行事で、服装が乱れた同校生徒1名に対して服装指導を行った際、当該生徒のすねを蹴り、また、平成24年12月19日（水）、同校職員室において、生徒指導に従わなかった同校生徒2名に対して指導を行った際、当該生徒の頭を1回ずつ叩き、ふくらはぎを1回ずつ蹴ったもの。

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成25年3月13日

⑤その他 平成19年度に体罰に係る文書訓告を受けていることから量定を加重。

事案7 その他の処分事案（処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 中南地域平川市の小学校 校長（56歳 男性）

②事件の概要 女性職員に対するセクシュアル・ハラスメント

・平成23年3月頃から平成25年1月の間の勤務時間内外において、女性職員に対し、校内でキスをしたり、胸を触る等の行為を繰り返した。

③処分内容 免職

④処分年月日 平成25年3月15日